

南国市新規就農者等サポートハウス利用者募集要項

1. 事業概要

農業研修等を終えて、南国市において新たに独立自営就農を始めようとする者に対して、市が園芸用ハウスを安価に貸し付けることで、農業経営が不安定な自立就農始期を支援し、新規就農者の定着、育成を図ることを目的とします。

2. 募集内容

募集人員 1名

募集期間 令和8年4月17日まで（必着）

応募方法 所定の申込書に必要書類を添付し、南国市農林水産課に提出してください。

※今回の募集によって実際に貸付けるのは令和8年7月1日以降となります。

2. 施設概要

名称	位置	施設の明細	
新規就農者等サポートハウス1号棟	南国市西山686、687番地	園芸用ハウス 1棟	1, 107 m ²
		作業小屋	1棟
		重油加温機	1台
		灌水設備・炭酸ガス発生装置・環境測定装置等	1式
		打込み井戸・揚水施設	1式
		上記に係る土地	1, 599 m ²

3. 貸付対象者の要件（以下の要件をすべて満たす方）

(1) 以下のいずれかの農業研修を修了し、又は修了することが確実に見込まれる者であって、当該農業研修に引き続いて、南国市において施設園芸による独立自営による就農ができるもの。

- ① 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）又は南国市就農支援支援事業における研修
- ② 高知県立農業大学校の研修教育
- ③ 高知県農業担い手育成センターの就農希望者長期研修
- ④ 農の雇用事業又は雇用就農資金における研修

(2) 貸付期間の満了後も、南国市において施設園芸による独立自営による就農を継続することができる者。

(3) サポートハウスの貸付期間中において、南国市に住所を有し、かつ、南国市税の滞納がない者。

4. 貸付料等

園芸用ハウス利用料 227,820円/年（付帯設備、被覆資材等含む）
農地賃借料 60,000円/年

※ i 貸付期間が1年未満のときは月割とし、1月未満は1月として計算します。

※ ii 当該土地に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく賃借権の設定をおこなってください。

園芸用ハウス利用料については、月額を前の月末までに前納してください。

5. 貸付期間

2年（最大3年）

6. 利用者負担

園芸用ハウス、作業小屋、揚水ポンプ等で使用する電気料金

重油代

農業共済掛金（施設、付帯設備、施設内作物）

消耗品費

作物残渣処理費

その他営農に必要な費用

7. 選考方法

書類及び面接審査を実施し、選考基準に基づき採点を行い、点数が最も高く、適切な利用者であると判断された方を貸付対象者と決定いたします。応募者が1人であっても、適切でないと判断された場合は、貸付者と決定いたしません。

なお、選考に際し、申込書に記載いただいた内容の確認のため、資料の提出を求められる場合がありますので、ご協力をお願いします。

8. その他

(1) 市とサポートハウスの賃貸借契約を締結する際に1名の連帯保証人が必要となりますので事前に見込みをつけておいてください。

(2) サポートハウスの貸付期間中において、農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に基づく活動に取り組んでいただきます。